白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書(案)

平成31年4月

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会

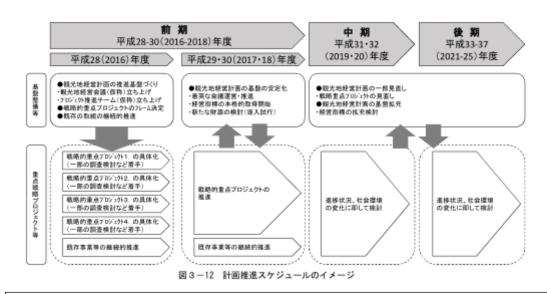
目次

1.	背景	3
2.	新たな観光財源の必要性・使途	5
	(1) 新たな観光財源の必要性	5
	(2) 新たな観光財源の使途	5
3.	新たな観光財源の運用の仕組み	8
4.	新たな観光財源の在り方	9
	(1)財源候補の比較検討	9
	(2) 新たな観光財源の導入にあたっての課題1	.6
	(3) その他の検討事項1	.7
5.	まとめ1	.8

1. 背景

白馬村は、北アルプス白馬連峰という象徴的かつ魅力的な山岳資源を有し、登山やスキーを中心とした観光立村として今日まで発展を遂げてきた。近年では、日本人観光客数の減少傾向が続いている一方、外国人観光客が急激に増加する等、観光を取り巻く環境は劇的に変化している。また、国内他地域と同様に、人口減少・少子高齢化の進展は今後益々厳しさを増していくと推測され、将来は必ずしも楽観視できない状況である。こうした環境変化の中にあって、白馬村を将来にわたり持続可能な観光地としていくため、平成28年3月に「白馬村観光地経営計画」を策定し、白馬村が観光地として目指すべき方向性や戦略を示すとともに、これらを実行していくための体制や方策を取りまとめた。

「白馬村観光地経営計画」では、白馬村観光の目標像を「恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残す マウンテンリゾート・Hakuba」と定め、10の戦略が示されたほか、各戦略を進めていくための基盤整備として、計画を確実に推進していくための体制の構築を進めていくとともに、観光まちづくりを推進するための新たな独自財源の確保を図ることとされている(図1)。



9-2. 観光振興のための財源の確保

- ① 受益者負担による新規財源の検討
 - [事業内容]入湯税の見直しや宿泊税や環境協力金のあり方等、宿泊拠点や山岳域の環境保全、観光地全体の景観整備など、目的に即して柔軟に活用できる新たな財源のあり方について検討を進めます。
- ② 外部からの多様な資金調達方策の検討 [事業内容]ふるさと納税の活用や募金つきの着地型ツアーの開発、環境保全に対する基金の設置等、事業の特 性・性格や規模に応じて活用できる新たな財源のあり方について検討を進めます。

(図1) 観光地経営計画(抜粋①)

観光業を中心に発展してきた白馬村では、観光業の衰退は白馬村自体の存亡に関わる問題である。将来にわたり選ばれる観光地で在り続けるためには、世界に誇る恵まれた山岳環境の保全や新たな観光メニューの提供により滞在環境・顧客満足度を向上させること、この土地の魅力を効果的に発信すること等、各種戦略を着実に遂行していくことが必要である。一方で、今後、人口減少・少子高齢化が進行する中で、官民問わず、観光振興に充てられる財源は加速度的に減少していく。これらを踏まえて、20年後、30年後、さらにはその先の将来においても白馬村が観光地で在り続け、人々が将来にわたりこの地域で住み続けるためには、安定的な観光財源の確保を検討していくことは不可避である。

このような観点から、白馬村観光振興のための財源確保検討委員会(以下、「委員会」という。)が設置され、平成30年5月から、宿泊拠点や山岳域の環境保全、観光地全体の景観整備など、目的に即して柔軟に活用できる財源の在り方について委員会(計6回開催)及びワーキンググループ(以下WG。計3回開催)において検討を行った。本報告書は、委員会・WGでの議論を経て、各委員等から出された意見を取りまとめたものである。新たな観光財源の在り方については、本報告書を踏まえ、行政において判断がなされるものであるが、本報告書が、官民を問わず今後の観光立村・白馬村の将来を考えるにあたり有益なものとなることを強く願うものである。

2. 新たな観光財源の必要性・使途

(1) 新たな観光財源の必要性

総論として、将来にわたり安定的な観光財源を確保することは必要と考えられる。

「観光地経営計画」にあるとおり、今後は官民協働で観光地経営を行っていく必要があり、魅力ある観光地で在り続けるためには官民協働による継続的な投資が求められる。一方で、加速度的に進む人口減少・少子高齢化により、官民を問わず財源が大きく減少していくと、きめ細かな観光振興施策を迅速に実施することが難しくなり、観光立村・白馬村にとって大きな危機を迎えることになる。観光地としての持続性が高まれば、住民の生活も豊かになるということを踏まえ、そのためにどのような財源の在り方が必要かを考える必要がある。

【WGでの主な議論】

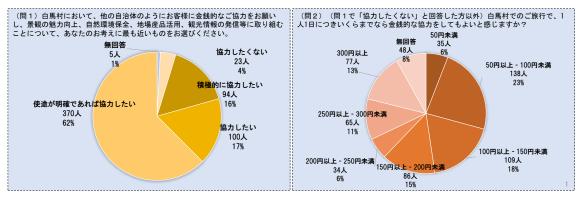
・新たな観光財源は基本的に必要である。新たな財源があればこれまでできなかった 取り組みを行うことができ、一般財源ではこれまで投資できなかった分野に使うこ とができる。

(2)新たな観光財源の使途

新たな観光財源の使途としては、委員会やWGにおいて、二次交通整備や宿泊施設等でのWiFi整備、景観整備、宿泊者向けツアー開発、案内看板整備、広報宣伝活動等が挙げられた。新たな観光財源は、このように観光振興施策のみに充てられるものであり、観光財源の在り方に関わらず、観光客・住民の理解を得ながら効果的な観光戦略を打ち出すためには、①使途の明確化、②優先順位の設定が不可欠である。

①使途の明確化

使途については、観光客・住民理解を得る観点からも明確に提示する必要がある。 観光客を対象とした支払い意思額調査(図2)においても、観光客からの金銭的協力 について、過半数の62%が「使途が明確であれば協力したい」としている。



(図2)支払い意思額調査

今後の観光財源の使途については、既に「観光地経営計画」において、10の戦略とこれに基づく施策・事業・スケジュール等が実施主体とともに示され、その中でさらに4つの戦略的重点プロジェクトが指定されている。

(表1) 観光地経営計画(抜粋②)

戦略的重点プロジェ	クト1 白馬連峰への眺望の魅力最大	化プロジェクト
戦略1.	1-1.	①白馬連峰の眺望スポットの抽出
観光の資産価値の	山岳景観の魅力向上	②白馬連峰の魅力最大化
最大化	1-3.	①景観のコントロールによる滞在魅力の向上
	滞在空間としての魅力向上	②オープンスペースの創出による滞在魅力の向上
戦略的重点プロジェ	クト2 白馬村の核となるスキー場と	宿泊拠点の再生プロジェクト
戦略4	4-1.	①宿泊施設のサービス形態見直し・多様化による
宿泊施設とスキー	宿泊施設の戦略的な活性化	競争力強化
場の再活性化		②宿泊施設のサービス共通化による効率化
	4-2.	①スキー場の施設更新による競争力強化
	スキー場の戦略的な活性化	②スキー場のサービス共通化による効率化
戦略的重点プロジェ	クト3 国際リゾートにふさわしい受	入環境整備プロジェクト
戦略3.	3-1.	①水資源の保全活動の推進
観光の魅力要素の	自然環境資源の保全	②宿泊施設の工コ認証制度の創設
次世代への敬称		③エコカーや電気自動車、自転車の導入推進
戦略7.	7-1	③誰にでもわかりやすい案内標識類の統一
誰もが安心できる	誰にでもわかりやすい情報提供	
観光受入体制の構	7-2.	①ひと目でわかるシャトルバスの運行
築	誰でも利用しやすい滞在環境整備	②冬場のタクシー不足の解消
		③クレジットカードによる決済環境の整備
	7-3. 危機管理体制の構築	①災害発生時等に対応する危機管理体制の構築
戦略的重点プロジェ	クト4 魅力の多様化に向けたコンテ	ンツ創出プロジェクト
戦略1.	1-3. 滞在空間としての魅力向上	④雨天時に対応可能な拠点づくり
観光の資産価値の		
最大化		

戦略 2 .	2-1. 季節それぞれの新しい楽し	①屋内外でのアクティビティ充実
白馬村を訪れ滞在	み方の創出	②スポーツプログラムの強化
する価値の多様化	2-2. 食と温泉を活用した滞在魅	①白馬産食材の地産池消の推進
	力向上	③温泉の特色を生かした魅力づくり
	2-3. 歴史・文化・芸術資源の継	①歴史・文化資源の発掘と活用
	承・活用	②歴史・文化資源を活用したプログラム開発
戦略3.	3-2. 文化・生活資源の保全	①歴史・文化資源の発掘と活用
観光の魅力要素の		
次世代への継承		

これに基づき、委員会の中でも具体的な使途の候補が別表のとおり提示された。財源の使途とスケジュール感を示すことが重要との意見もあったが、今後の白馬村が採るべき施策・事業・スケジュール等は「観光地経営計画」において定められており、この内容を基本として、各年毎の事業検証や社会経済情勢の変化を踏まえて優先順位を定めていくものである。

②優先順位の設定

上記のとおり、既に「観光地経営計画」において、施策・事業・スケジュール等が示されている。一方で、これら全ての施策を同時に実行することは不可能であり、また、観光をとりまく社会経済情勢は日々変化するものである。このため、観光地経営計画に基づいた施策を行うにあたっては、各年毎に地域経済分析等の基礎的な統計を取りながら、施策の優先順位を設定するとともに、施策の効果を事後検証し、次の施策の改善に繋げていくことが必要である。

なお、財源の検討の前に使途やスケジュールをしっかりと定めることが先決であるとする意見があった一方、新たな観光財源と使途は表裏一体の関係にあり、財源の裏付けがないまま使途を検討しても意味がなく、両輪で進めていく必要があるという意見があった。上記のとおり、今後の白馬村が採るべき施策・事業・スケジュール等は「観光地経営計画」において定められており、その財源確保の在り方を検討するのが本委員会の役割であるが、観光客・住民理解を深める観点から、具体的な財源を導入する際には、改めて、行政において使途の大枠をしっかりと提示することが求められる。

【WGでの主な議論】

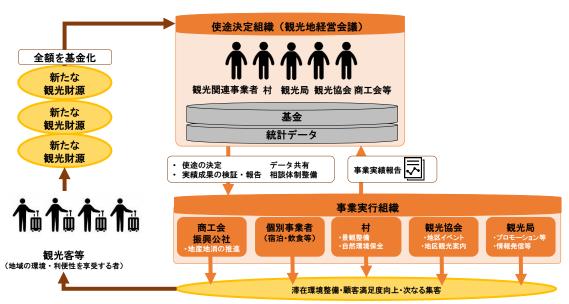
- ・使途を明確化し、優先順位をつけることが必要。
- ・使途としては、二次交通の整備、景観・街並み整備、看板・パンフレットの統一 化・多言語化、交通、アクティビティ、予約アプリ、Wi-Fi スポットの整備が考え られる。

3. 新たな観光財源の運用の仕組み

新たな観光財源が観光振興施策のみに使われるよう、新たな観光財源は行政の一般財源とは切り分けて基金化することが必要である。

また、「観光地経営計画」にあるとおり、観光振興施策は行政だけではなく、観光局、 観光協会、商工会等をはじめとする多様な民間事業者も含めて考えるべきものである。こ のため、新たな観光財源の基金管理・使途の決定は行政のみで行うのではなく、官民が一 体となった組織において行うこととする。例えば、官民一体型で観光地経営を行う会議体 として白馬村観光地経営会議が現在存在していることから、白馬村観光地経営会議を使途 決定組織として位置付けることが考えられる(図3)。

使途決定組織においては、しっかりとリーダーシップを取れる人材が戦略立案を進める ことが必要である。また、使途決定組織における適切な事務執行を担保するため、監査体 制等も整備する必要がある。



(図3) 新たな観光財源の運用イメージ

【WGでの主な議論】

- ・新たな観光財源が観光振興のみに使われるよう、基金化は必要である。
- ・基金化した上で、使途の優先順位を決める組織を作ることが大事である。
- ・現在でも村内の組織が多いため、既存の組織を活用するべきであり、これ以上組織を 増やすことは得策ではないと考える。
- ・複数の組織が定期的かつ頻繁に集まって使途を決定することが必要である。
- ・どのような組織がリーダーシップをとって、どのように徴収し、どのように使うかに ついては検討結果には至っていないが、(図3)の案が現段階ではベストではないか。

4. 新たな観光財源の在り方

(1) 財源候補の比較検討

新たな観光財源の在り方については、「白馬村観光地経営計画」において、「受益者負担による新規財源の検討」「外部からの多様な資金調達方策の検討」が挙げられていることを踏まえ、国内外での事例も参考とし、複数の財源候補を比較検討した(表 2)。

(表2) 新たな財源の在り方シミュレーション

税目	税率	納税者	特別徴収 義務者	新たな財源	収入 安定性	応益性	応能性	傲税 事務量	増収 規模	村民 負担	観光振興 への使途 自由度	法的 な評価	評価点
宿泊税① (東京都方式)	福汨料金に対して ・10,000円未満:非課税 ・10,000円以上15,000円未満:100円円 ・15,000円以上:200円(1人1泊)			約4百万円	0	©	0	0	Δ	0	©	0	19点
宿泊税① (京都市方式)	宿泊料金に対して ・20,000円未満:200円 ・20,000以上50,000円未満:500円 ・50,000円以上:1000円 (1人1泊)	宿泊者	宿泊事業者	約171百万円	0	©	0	0	©	0	©	©	21点
宿泊税②	宿泊料金の2%~3% (1人1泊)			約115百万円 ~ 約172百万円	0	©	©	0	©	0	©	©	22点
リフト利用者への課税	100円 (1人1日)	リフト利用者	索道事業者	約98百万円	0	Δ	×	0	0	0	Δ	0	13点
村・県民税 (家屋敷課税の 引き上げ)	4,500円 ※1,000円の引き上げ	住宅等所有者	-	約1百万円	0	Δ	×	Δ	Δ	0	Δ	0	12点
別莊等所有稅	110円 (床面積1㎡当たり)	別荘等 所有者	-	約7百万円	0	©	0	Δ	Δ	0	Δ	0	17点
登山協力金	500円	登山者	徴収する事業所	約12百万円	Δ	©	©	0	Δ	0	0	0	19点
ふるさと納税	-	寄付者	_	全体収入額 約210百万円 内国際観光地づくり 分 約20百万円	Δ	0	0	0	0	0	0	0	20点

※宿泊料金とは、宿泊(寝具を使用して宿泊施設を利用すること)の対価として支払うべき金額である。このため、1 泊 2 食付プランのように、宿泊プランに食事代金が含まれている場合は、支払額から食事代金を差し引いたものが宿泊料金となる。

a. 観光客等域外者による負担

①宿泊税

宿泊税は、既に東京都、大阪府、京都市で施行されている法定外目的税であり、金沢市、北海道倶知安町でも導入が決定している。納税義務者は宿泊者であり、特別徴収義務者は宿泊事業者となる。委員会では、税率を東京都方式、京都市方式、倶知安町方式のそれぞれで設定した場合のシミュレーションを元に議論を行った。

委員会では、主に以下の点から、宿泊税の導入に積極的な意見があった。

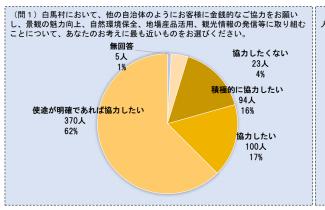
- ・白馬村から利益を受けている者に課税するにあたり、その課税の対象となる指標 (課税客体)はいくつも考えうるところ、宿泊客は、村内で幅広く観光し、白馬村 から利益を受けているという考え方に基づき、宿泊税は応益的な税として捉えるこ とに合理性がある。
- ・飲食店での飲食行為に課税するという考え方もあるが、飲食店は村民も利用する。 これに比べ、基本的に宿泊客=観光客であり、宿泊施設の定義も法律上明らかであ るため、宿泊客という課税主体等を明確にできる。
- ・外国人観光客は宿泊税に対する抵抗がないと考えられる。
- ・外国資本の営業施設については、所得捕捉が難しく、法人関係税や所得税・住民税 等の課税が困難となっている中で、宿泊税を導入することで、負担の公平が図られ る可能性がある。
- ・宿泊税の導入により正確な顧客データが取れ、観光マーケティングに活用できる。
- ・財源の使途との関係で、一定程度の税収が確保できる法定外税として、広く自治体 で採用されつつある。
- 一方で、主に以下の点から、宿泊税の導入に対して慎重な意見もあった。
- ・エージェント経由の観光客単価は低い水準にあり、「少しでも安いものを」求める 観光客もいる中で、観光客の理解が得られるかが懸念される。
- ・低価格帯の小規模民宿・ペンション等では、宿泊客から徴収しづらいと感じられる。そのような宿泊施設が宿泊税を徴収するとなると、実際宿泊者である納税義務者から徴収できずに宿の持ち出しが生じる可能性がある。
- ・入湯税、H31.10 に予定されている消費税増税、観光協会、観光局の会費等、宿泊 施設及び宿泊客には様々な金銭的負担が既に存在している。

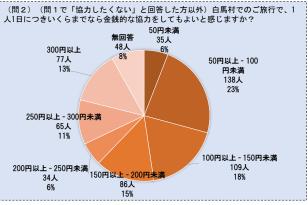
・労働力不足の中で、税の説明、徴収、申告、納付にあたる宿泊施設において徴税手続き等への負担が大きい。小規模宿泊施設は課税対象外とするなど、小規模事業者への 一定の配慮も必要ではないか。

なお、上記に関連して、委員会では観光客を対象とした支払い意思額調査 (図2再掲) と阿寒湖温泉における入湯税引き上げ (図4) が示されている。支払い意思額調査によれば、観光客のうち、観光振興のための金銭的負担に「積極的に協力したい」「協力したい」「使途が明確であれば協力したい」と回答した割合は95%を占める。また、阿寒湖温泉における入湯税引き上げの後、宿泊者数の減少傾向は見られない。これらを踏まえると、税を含んだ料金の値上げが、そのまま宿泊者数の減少に繋がるわけではなく、宿泊税についても適切な税額の設定や使途の明確な説明等により、観光客からも協力を頂くことは可能と考えられる。一方で、(図5) 消費税増税に伴う観光業への影響によれば、平成26年の消費税増税後1年弱程度は観光業においても消費の落ち込みがあったところであり、宿泊税を導入する場合は、消費税増税後1年程度経過後が適当と考えられる。

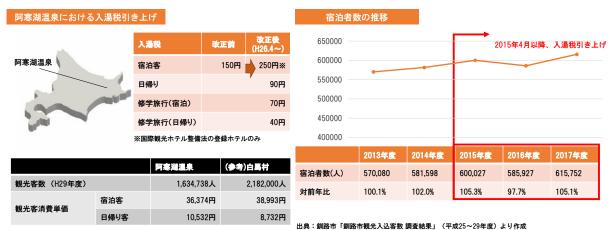
白馬村来訪者調査(2017-2018)に合わせ、白馬村の宿泊客を対象として、観光振興のために観光客から金銭的負担をお願いすることについての意識調査を実施した。

- ■調査時期 平成30年2月~10月
- ■調査方法 インターネット調査
- ■調査対象 宿泊客(回答数 592 名(日本語調査 556 名、英語調査 36 名)



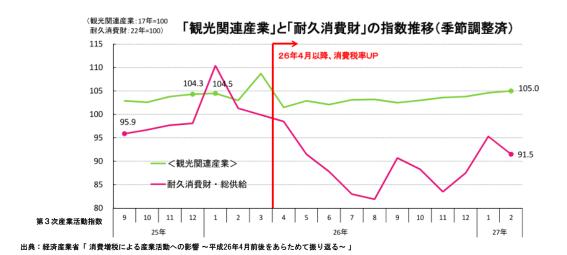


(図2再掲)支払い意思額調査



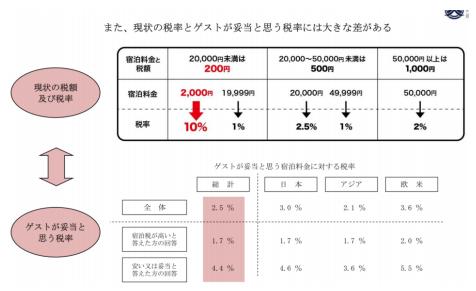
出典: 白馬村「目的別観光客数推計」「市場・観光客に関する調査」、鎖路市「鎖路市観光 入込客数 調査結果(平成29年度)」「平成29年度 鎖路市経済波及効果調査報告書」より 作成

(図4) 阿寒湖温泉における入湯税引き上げ



(図5)消費税増税に伴う観光業への影響

また、京都市簡易宿所連盟(主に民泊経営者が加盟)による「宿泊税に関する調査」では、京都市の民泊において、一部の宿泊施設が宿泊税の導入に伴い宿泊料金の値下げをしたこと、その理由として、京都市では1泊20,000円未満の宿泊に対して一律に200円の宿泊税がかかり、低価格帯施設では、宿泊単価に対する宿泊税の負担割合が大きいことが示されている。これらを踏まえると、低価格帯施設への配慮や事業者の負担軽減策は、白馬村においても検討する必要がある。



(図6) 京都市簡易宿所連盟「宿泊税に関する調査第1回報告書|

②リフトへの課税

リフトへの課税については、現在、国内で施行されている例はない。このため、本 委員会では、納税義務者をリフト利用者、特別徴収義務者を索道事業者、税率を 100 円(1人1日当たり)と仮定して議論を行った。主な議論は以下のとおりである。

- ・税の応益性の観点から、リフト利用者が白馬村から何を利益として受けているにつ いて十分な説明が難しい。
- ・税の応能性の観点からも、リフト利用者が金持ちとは一概に言えないので、応能的 に捉えることが難しい。
- ・リフト利用者から徴収した税を、スキー場以外も含めて広く観光振興目的に使うこ とに理解が得られないのではないか。

③家屋敷課税の引き上げ

家屋敷課税は、個人住民税の均等割について、その市町村に住所はなくとも、事務所、事業所又は家屋敷がある場合、その自治体から何らかの行政サービス(防災、清掃、道路整備等)を受けているという考え方から、一定の負担を求めるものである。この家屋敷課税の村税均等割部分を、現行の3,500円から4,500円に引き上げることについて議論を行った。主な議論は以下のとおりである。

- ・均等割は負担が均等であることを前提とするものであり、家屋敷を持っている村外 の人だけ均等割を引き上げるのは地方税法上問題があるのではないか。
- ・家屋敷等の判断(認定)が実務上困難である。

4)别荘等所有税

別荘等所有税は、静岡県熱海市で施行されている法定外普通税である。納税義務者は別荘等を所有する者である。なお、別荘等所有税は法定外目的税ではなく法定外普通税であり、使途は観光振興目的に限定されていない。委員会では、110円(床面積1㎡当たり)の別荘等所有税 (**) を導入することについて議論を行った。主な議論は以下のとおりである。

- (※) 熱海市では、税率は 650 円(床面積 1 m 当たり)であるが、熱海市と白馬村の地価の差を勘案し、110 円とした。
- ・課税対象となる別荘をどのように定義するかが難しいとともに、課税対象となる別 荘を実務上判断することも困難である場合が多い。
- ・別荘等所有者は固定資産税や家屋敷課税も別に支払っており、二重課税ではないかという議論もある。
- ・京都市でも宿泊税導入の際に、別荘への課税が議論となったが、別荘等の特定が困 難であり、導入が現実的に難しいということで消えた経過がある。

⑤登山協力金

登山協力金は、税ではなく、登山客の任意の寄付である。全国の登山観光地において、導入事例は多く存在する。委員会では、500円(登山客1人当たり)の登山協力金を導入することについて議論を行った。主な議論は以下のとおりである。

- ・法的拘束力や強制力を伴わないものであり、財源確保の方策としては当然考えるべきものである。
- ・全国各地で様々な形で協力金の検討がなされており、どういう形で徴収し、どうい う手法であれば実現可能性があるのかがポイントとなる。
- ・観光財源として他の税を導入する際にも並行して検討するべきである。

⑥ふるさと納税

ふるさと納税は、都道府県・市区町村に対して寄付をすると、寄付額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・住民税から控除がなされる仕組みである。既に白馬村では、平成 30 年度より「国際観光地づくり」をふるさと納税の使途に追加して寄付を募っているが、このようなふるさと納税の観光振興施策への活用について議論を行った。主な議論は以下のとおりである。

・法的拘束力や強制力を伴わないものであり、財源確保の方策としては当然考えるべ

きものである。

・観光財源として他の税を導入する際にも並行して進めるべき施策である。

b. 観光事業者による負担

上記①~⑥は、基本的には、観光客等の地域の資源・利便性を享受する者から金銭的協力を頂くものである。一方で、委員会・WGでは、海外では、観光客が支払う『接客税』(宿泊税等が該当。インフラ整備等の滞在環境整備に使うもの。)と、事業者が支払う『集客税』(事業税のような形式。広告宣伝等の集客に使うもの。)の二本立てで観光地経営を行っていることを踏まえ、観光事業者自らが観光振興のための財源を分かち合うことが議論された。主な議論は以下のとおりである。

- ・接客税については宿泊税が、集客税については、宿泊、飲食、交通、索道等の観光 事業者が規模に応じた税又は分担金等を負担することが考えられる。
- ・外国人観光客が増え、滞在日数も増える中で宿泊施設以外の事業所の質も高める必要があり、広く観光事業者から徴収することも必要ではないか。
- ・村民負担を求めることなく、観光客から負担を頂くという考え方でいくべきであ り、宿泊事業者以外の分担金は時期尚早ではないか。

【WGでの主な議論】

- ・宿泊税については、正確なデータも取れ有効なマーケティングに活用できるため必要と考える。また世界情勢や変化のスピード感についていくためには早めに検討する必要がある。
- ・外国人観光客と日本人観光客では宿泊税に対する価値観の温度差があるため、民宿 やペンションのような低価格帯の宿泊施設からは徴収しないという手法や、日本人 観光客にも宿泊税を徴収することによるメリットを可視化する必要がある。
- ・村内には観光局、各観光協会、商工会等の組織が多いが、宿泊税を徴収することに なれば、それぞれの会費の廃止・組織を一本化も検討する必要がある。
- ・ふるさと納税やクラウドファンディグ等のように、目的を明確にして集める仕組みも 考えられる。
- ・新たな観光財源は必要で、その手法は村民負担だけではなく、お客様から徴収し、お客様に還元していく。その方法論として最適なのは「宿泊税」ではないか。徴収方法については定率制がよいのではないか。10年後、20年後、50年後に子供たちが帰ってきたり、ここで住みたいという質の高い魅力的な白馬村を作っていくために、検討委員会でも早期導入に向けた検討をお願いしたい。

なお、宿泊施設だけでなく、スキー場や飲食店等も含めて幅広い場所で観光客から徴収すべきとする意見もあったが、観光客から見れば、(スキー場、宿泊施設、飲食店等)何か所もの場所で税や協力金を徴収されるのは負担が大きいと思われる。

これらを踏まえると、財源としての安定性、課税対象の明確性や、国内外での事例の 蓄積、増加する外国人観光客を含めた負担の公平性を満たした上で、観光客から頂く金 銭的負担を集約するものとして、宿泊税が有力な選択肢として考えられる。登山協力 金、ふるさと納税については、税ではなく、観光客等から任意の協力を求めるものであ り、他の財源を導入する際にも並行して検討・活用すべきである。

また、集客のためのプロモーション等については観光事業者が事業者の規模に応じた 税又は分担金を事業規模に応じて負担することも有力な選択肢である。

なお、いずれの税についても村内外からの理解を得るため、「白馬のみらい観光税 (仮称)」のように観光振興のための税であることを明確化するべきである。

(2) 新たな観光財源の導入にあたっての課題

一方で、新たな観光財源を導入する場合には、委員会で挙げられた懸念事項について も十分に考慮する必要がある。

具体的には、単価が比較的低いとみられる小規模民宿・ペンション等の宿泊施設に対する配慮が必要である。また、温泉利用客に対しては、入湯税の負担もあることも考慮する必要がある。入湯税については、観光振興のみならず、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設や消防施設整備に充てることも目的とした税であり、観光財源とは役割分担の整理が必要であるが、入湯税との関係で負担が重くなりすぎないような制度設計が必要である。また、宿泊事業者からは、税の説明、徴収、申告、納付にあたる労働力不足の問題と納税者から徴収できずに宿の持ち出しが生じる問題があることが指摘されている。委員会における検討では、具体的な制度設計までは踏み込まないが、新たな財源の導入にあたっては、事業者の営業実態も踏まえた研究が必要である。

宿泊税の税率については、宿泊税は宿泊行為に対して課税するものであり、基本的には応益性に着目するため、応能負担となる定率制よりも定額制が適切とする意見があった。一方で、税収額を確保する観点から定額制よりも定率制とするべきという議論もあり、低価格帯施設への配慮として宿泊税を定率にすることも考えられる。税率については、これらの議論を踏まえてさらなる検討が必要である。

一方、観光事業者が事業規模に応じた税又は分担金を負担することについては、新た な村民負担が生じることに留意するほか、同様な制度は全国でも事例がなく、観光事業

者の範囲の明確化等の課題があることを踏まえた検討が必要である。

なお、観光事業者の負担に関連して、宿泊税等を導入する場合は、観光協会や観光局の会費を引き下げ・廃止し、宿泊税に一本化することで、事業者間の公平性を確保するとともに、事業者の負担を軽減するべきとの意見があった。これについては、各組織の役割分担を明確化した上で、事業者負担の在り方について具体的な制度設計を今後検討すべきである。

(3) その他の検討事項

委員会での議論においては、公平性の観点から、日帰りの観光客からも金銭的協力を頂くことが必要ではないかとの議論があった。日帰りの観光客については、例えば駐車場等で駐車料金に上乗せした形での徴収が理論的に考えられるが、現在は白馬村内の駐車場で有料としている事例が数少ないことや、観光客から金銭的負担を頂く箇所はできるだけ集約することが望ましいところ、仮に宿泊税を導入する場合には、宿泊客にとっては負担が重複してしまうといった懸念がある。このため、現在の白馬村の状況を考えると、直ちに制度化することは困難である。

5. まとめ

上記の検討結果を踏まえ、委員会としては以下のとおり提言を行う。

① 新たな観光財源の必要性・使途について

将来にわたり白馬村が観光立村として生き残るため、官民を問わず観光施策への継続的な投資は必須であり、そのための新たな観光財源を確保することが必要である。使途の大枠は、今後の白馬村が目指す目標像や施策・スケジュール等として「観光地経営計画」で示されているが、具体的な財源を導入する前段として、地域経済分析等の統計データを取りながら、施策の具体的方向性や優先順位を設定する仕組みづくりが必要である。なお、財源の検討にあたり、行政の事務執行の効率化等を求める意見もあったが、これは毎年の予算策定・執行において当然行うべき事項である。

②新たな観光財源の運用の仕組みについて

新たな観光財源は、観光振興施策のみに使われるよう、行政の一般財源とは切り分けて基金化することが必要である。

また、新たな観光財源の基金管理・使途の決定は行政のみで行うのではなく、白馬 村観光地経営会議のような、官民が一体となった組織において行うことが望ましい。

③新たな観光財源の在り方について

新たな観光財源は、使途に着目し、未来志向で観光への投資をしていくという趣旨 を踏まえて、「白馬のみらい観光税(仮称)」と総称する。

具体的には、観光客等から金銭的協力を頂くものとして、宿泊行為に対する課税

(いわゆる宿泊税)、登山協力金、ふるさと納税が有力な選択肢であると考えられる。特に宿泊税については、財源としての安定性、課税対象の明確性や、国内外での事例の蓄積、増加する外国人観光客を含めた負担の公平性を満たした上で、観光客から頂く金銭的負担を集約するものとして、有力な財源である。ただし、小規模宿泊施設や低価格帯施設等に対する配慮等、委員会で挙げられた懸念事項についても十分に考慮し、宿泊事業者の営業実態を踏まえた制度設計が必要である。登山協力金、ふるさと納税については、税ではなく、観光客等から任意の協力を求めるものであり、他の財源を導入する際にも並行して検討・活用すべきである。

その他、次なる集客等のため、観光事業者が幅広く事業規模に応じた税又は分担金

を事業規模に応じて負担することも有力な選択肢である。ただし、新たな村民負担が 生じることに留意するほか、同様な制度は全国でも事例がなく、法律上の整理や観光 事業者の範囲の明確化等の課題があることを踏まえた検討が必要である。

本報告書を踏まえ、今後、行政において新たな財源のあり方を具体化・制度化していくことを期待する。その際には、委員会・WGにおいて挙げられた様々な指摘事項を踏まえた仕組みづくりが重要である。

(別表:今後想定される施策・プロジェクト)

機略4 宿治施設と スキー場の 再活性化	たへの継承	の の の の の の の の の の の の の の			機器2 ロ馬科さを訪れが非なする 面面の多様			暴暴		
4-1 宿泊施設の戦略的な活 性化	3-2 文化・生活資源の保全	3-1 自然環境資源の保全	2-3. 歴史・文化・芸術資源 の継承・活用	2-2. 食と温泉を活用した滞 在魅力向上	5-1. 季節それぞれの新しい 楽しみ方創出	1-3. 滞在空間としての魅力 向上	1-2. 農村景観・集落景観の 魅力向上	1-1. 山岳景観の魅力向上	潜策	
 朝食の時間など自由度がもう少しあればよい ・ 余り溝渠感が感じられない 		本格的な登山から気軽なトレッキング、 スキーと、自然の中で遊ぶことがいっ ぱいあって良い	アウトドアの体験施設は多いが、雨の日に行ける場所が余り無いので陶芸体験の施設などがあると嬉しい	③飲食店(10.5%)白馬らしいメニューの飲食店がチェーン店を充実させてほしい	 ・ 天気が悪いと行けるところは少ないの は混合だが、近くに美術館などもあり 乗じめた ・ (悪天保寺に)代わりになるような照 たイベントやカフェがあると良い 	①白馬村までの交通手段 (21.9%) ②白馬村内での交通手段 (16.4%) ・ ジャトルスを高まさせてほしい ・ 観光スポットが広く点在しているので、 ・ 観光スポットが広く点在しているので、 ・ 観光の楽しい。 ・ 駅間が繁しい。 ・ 駅間があるとよい ・ だっとリソートの雰囲気があるとよい ・ 天気が悪いと行けるところは少ない	・ 村の家並みの整備、草刈等の構務付けなどもった村全体で取り組むとよい	⑤景觀(4.4%)・ 電線が景観を損ねている・ スイスもかでいたまれいな山岳都市にして(アレ)・ 街全体がより循鎖になれば客足はよくなるのでは	夏季白馬村来訪者調査 ※最も優先度の高い課題/自由記述	機光客の意思
				④飲食店(7.7%)・ 食事と飲み物の種類、ナイトライフの 選択肢を増やしてほしい	⑦アクティビティ (3.3%) ・ 雪がなければやることがない	 ①白馬バレー内での交通手段 (210%) ・ 頻繁にバるを告めせてほしい ・ シャトルバスを充実士せてほしい ・ シャトルバスを充実士をしてほしい ・ クスキー場のリフト (14.4%) ・ リフトが活すぎる ・ リフトの活まする ・ リフトの活まする ・ リフトの指数を動物ですること ・ 東海の機嫌を動かしてほしい ・ 英語の機嫌を増やしてほしい 			冬季インバウンドアンケート調査 ※最も優先度の高い課題/自由記述	0 10.
⑥観光施設におけるサービスの向上 (19.9%) ⑨宿泊産業の活性化(17.8%)		⑤地元の資源を活かした体験メニューの充実(114%)①歴史・文化資源の活用(10.7%)	⑤地元の資源を活かした体験メニューの充実(11.4%)①歴史・文化資源の活用(10.7%)	④食の魅力づくり (23.2%)	⑥イベントや行事、祭り等の充実 (184%)②頼光ルート・モデルコースの設定 (15.9%)③外国人観光客の受け入(13.9%)	②観光地としてのインフラ整備(登山道・遊歩道、観光業内サイン、情報通信基盤等)(308%) ⑤地域全体のおもてなしの心の向上(228%) ⑥地域全体のおもてなしの心の向上(228%) ⑥地域治域治域治域治域治域治域治域治域治域治域治域治域治域治域治域治域治域的主義、利便性の向上(199%)	③農林業との連携(13.9%)	①自然環境・景観の保全(47.5%)	観光に関する住民意識調査	住民が重要と考える観光施策
■ 宿泊施設の商品力向上 事業	[典務]	■ 自然環境保全の充実 【再掲】 ■ /\方池山荘に展望台		大学 八丁の第25回	■ 着地型ツアー造成 ■ 地産地消の推進 ■ 温泉施設の魅力向上 ■ 電力 / 流火 この料土の	■ 両天対応の充実 観光素内施設の充実 ■ Wifi環境整備 ■ サイクリングロード整備 ・ きこりの道整備	■ 自然環境保全の充実■ 八方池山荘に展望台	配力的景観の整備	**	住民及び観
 既存宿治施設の商品力の向上 (布団・寝具・豊等備品更新補助) 外壁の塗り着入等、外接修景事業への補助、宿泊施設のイメージアップ【再掲】 		水資源保全活動推進【再掲】生態系保全活動【再掲】河川等ゴミの清掃活動【再掲】		・ 通り通常ット七二味、尤父人大学の成在人ペントの魅力市	・ 白馬村の魅力を最大限感じられるプログラムをガイドと協力して開発 ラムをガイドと協力して開発 ・ 白馬村振興公社と共同して特産品を開発。 特産品開発に対する補助 ・ 治泉協议の魅力向上事業に対する補助	・ 雨天時の楽しみを創出する屋内プログラムの開発補助 「既存護法施設やバブリックスペース活用 ・ 既存護法施設の整備・改修 ・ 親光翼均施設の整備・改修 ・ 親光関連情報の一元管理ジステム整備・ ・ 親地の重新 ・ 更なる公衆Wiliの整備 ・ 東山のきこりの道を魅力的に維き・保全	・ 水源線乗全活動推進 ・ 水源線乗全活動推進 ・ 生態系集全活動 ・ 河川等ゴミの清掃活動	・ 電柱地中化 ・ 外壁の塗り替え等、外装修景事業への補 ・ 外壁の塗り替え等、外装修景事業への補 ・ 別、宿治施設のイメージアップ ・ ベンチのサイクルスタンド設置等、展望 スポットの数据 ・ 白馬打まちづくり環境色影計画の見直	对	住民及び観光客が重要と考えるプロジェクト

마 뿌
⑩観光に関わる組織のあり方(連 携や再構築、合理化等)(17.1%)
⑩観光に関わる組織のあり方(連 携や再構築、合理化等)(17.1%)
②観光地としてのインフラ整備 (登山道・遊歩道、観光案内サイン、情報通信基盤等)(30.8%) ①外国人観光客の受け入れ(13.9%)
(130%) (130%)
②観光地としてのインフラ整備 (登山道・遊歩道、観光案内サイン - 情報涌信某衆等)(30.8%)
⑪観光に関わる人材の育成(勉強 会や研究会の実施等)(16.7%)
⑥観光施設におけるサービスの向 上 (19.9%)
観光に関する住民意識調査
住民が重要と考える観光施策

【参考資料1】白馬村観光振興のための財源確保検討委員会・WG 検討経過

	開催日	議題
第1回	平成 30 年 5 月 15 日	・白馬村における観光の現状と課題
		・白馬村における財政の現状と課題
		・観光財源の確保策
第2回	平成 30 年 7 月 24 日	・新たな財源確保の在り方
第1回WG	平成 30 年 10 月 10 日	・第1回・第2回検討委員会の報告
		・新たな観光財源の使途
		・新たな観光財源の基金化
		・観光財源の確保策
第2回WG	平成 30 年 10 月 25 日	・観光財源の確保策
		・基金の使途を決定する組織
第3回	平成 30 年 11 月 19 日	・新たな財源確保の在り方
第4回	平成 30 年 12 月 13 日	・新たな財源確保の在り方(宿泊税以外)
		・これまでの議論を踏まえた全体イメージ
第3回WG	平成 31 年 1 月 30 日	・第3回・第4回検討委員会の報告
		・新たな観光財源の運用イメージ
第5回	平成 31 年 3 月 1 日	・新たな財源確保の在り方
		・報告書(案)の議論
第6回	平成31年4月3日	・報告書のとりまとめ

【参考資料2】白馬村観光振興のための財源確保検討委員会 委員等名簿

氏名	所属
委員	
下村 彰男 (会長)	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
小磯 修二 (副会長)	(一社) 地域研究工房 代表理事(元北海道大学教授)
占部 裕典	同志社大学大学院 司法研究科 教授
丸山 和博	(一社) 白馬村観光局 理事(八方尾根観光協会 協会長)
髙梨 光	HAKUBA VALLEY プロモーションボード 代表
中村 ゆかり	(株) 五龍館 代表取締役
杉山 茂実	白馬商工会 会長
ケビン・モラード	Hakuba International Business Association 代表
オブザーバー	
北村 光雄	白馬さのさか観光協会 協会長
矢口 健治 (~H30.5)	白馬五竜観光協会 協会長
山形 太加雄 (H30.5~)	白馬五竜観光協会 協会長
吉沢 勇	白馬岩岳観光協会 協会長
アドバイザー	
梅川 智也	日本交通公社 理事
山田 雄一	日本交通公社観光政策研究部 部長
池知 貴大	日本交通公社観光政策研究部 研究員

【参考資料3】白馬村観光振興のための財源確保検討委員会WG 委員名簿

氏名	所属(観光地経営計画策定委員会WG当時)
松沢 斉	(株)白馬硝子店
石野 真	白馬村振興公社
松澤 幸靖	白馬山案内人組合
平瀬 久美子	ほおずきファーム白馬
福島 洋次郎	白馬村観光局
杉山 茂実●	白馬商工会
<i>ア</i> ダムソン スチュアート	(株)adamson communications
遠藤 孝	(有)白馬交通
橋本 旅人	(株) さくら不動産
野々山 美樹	Λ° ンションクック
ケビン モラード●	Hakuba International Business Association
津滝 明子	(有)ティーエム
藤田 直子	ロッシ゛ハ゛ターミルク
丸山 俊郎	しろうま荘
丸山 徹也	ホテル対岳館
丸山 和博●	(一社)白馬村観光局
山岸 千尋	八方インフォメーションセンター
高木 律子	白馬山案内人組合
伊藤 英喜	(株) 五竜
下川 浩紀	太田旅館
下川 洋司	白馬村索道事業者協議会((株)大糸)
ウィリアムス 三季世	白馬東急ホテル
丸山 智彦	山の郷ホテル白馬ひふみ
中村 ゆかり●	(株)白馬五龍館
丸山 和之	木彫家
吉沢 紘一	(一社)白馬村観光局
武藤 慶太	白馬商工会
髙梨 光●	(一社) HAKUBA VALLEY プロモーションボード
和田 寛	白馬観光開発(株)

●は検討委員会委員